

2023年8月30日（水）  
（地下水汚染に関すること）  
愛知県環境局環境政策部水大気環境課  
水・土壌規制グループ  
担当 中根、青木  
内線 3050、3053  
ダイヤルイン 052-954-6222

（地下水の飲用に関すること）  
愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課  
水道計画・管理グループ  
担当 岩城、伊藤  
内線 3262、3263  
ダイヤルイン 052-954-6301

## 飛島村における地下水汚染について

愛知県では、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定により知事が定めた「令和5（2023）年度地下水質測定計画」に基づき、県内の地下水質の調査を行っています。

このうち、2023年7月25日に飛島村竹之郷<sup>たけのごう</sup>の井戸水を採水し、調査した結果、砒素<sup>ひ</sup>が環境基準を超過したことが判明しました。

今後、県は、環境基準超過の原因調査及び周辺の井戸所有者に対する注意喚起等を実施します。

### 1 調査結果の概要

県内の全体的な地下水質の状況を把握するために実施した概況調査（メッシュ調査）において、以下の地点及び項目で環境基準を超過しました。

調査地点	項目	調査結果 [mg/L]	環境基準 [mg/L]	用途	採水日
飛島村竹之郷	砒素	0.011 (1.1倍) <sup>注</sup>	0.01以下	工業用	7月25日

注：調査結果欄の（ ）内は環境基準に対する倍率を示す。

### 2 今後の対応

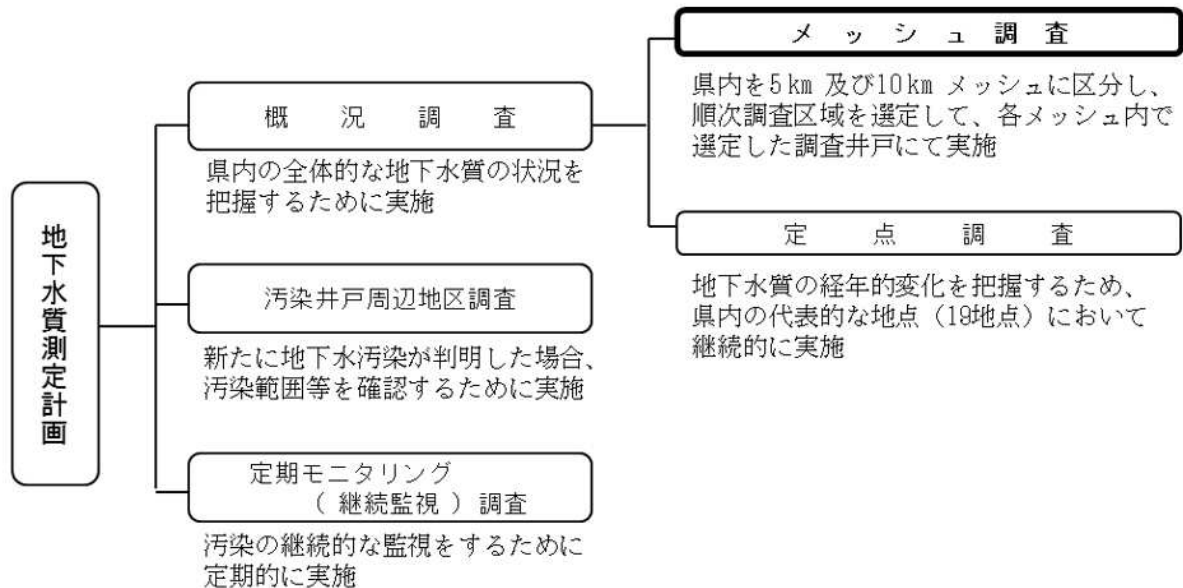
速やかに以下のとおり対応します。

- （1）環境基準超過の原因調査を実施します。
- （2）今回環境基準を超過した地点が、尾張西部地域の地層・地質に由来する砒素が地下水に溶出されやすいとされる範囲内に位置しているため、原因調査の結果、人為的汚染と推定される場合に周辺の井戸の水質調査を実施します。
- （3）環境基準超過井戸及びその周辺の井戸所有者に対して、飲用しないよう注意喚起等を実施します。

## 参考 1 令和 5（2023）年度地下水質測定計画

水質汚濁防止法第 16 条に基づき、愛知県内の地下水の水質の測定について、測定すべき事項、測定地点等を知事が定めたもの（調査実施機関は、愛知県、国土交通省、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市の 8 機関）。

測定計画における地下水質調査の概要は下図のとおり。



## 参考 2 地下水の環境基準について

環境基本法第16条第1項に基づき定められた、人の健康を保護する上で維持することが望ましい地下水の水質汚濁に係る基準であり、カドミウム始め28項目について定められています。

## 参考 3 健康影響について

### ○砒素

急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重 1 kg あたり砒素として 1.5～500mg と考えられています。

慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによつて、皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されています。

(出典：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)